

申告窓口は2月18日(月)から

# 税の申告はお早めに

所得税や市県民税などの申告時期です。  
申告に必要な書類をそろえて早めに提出しましょう。



国税庁ホームページは  
こちらから

## ● 税制が改正されました

主な改正は次のとおりです。詳しくは本市ホームページをご覧ください。

● 配偶者控除は納税義務者の合計所得金額が900万円を超える  
と控除額が減少、1,000万円  
を超えると適用できません● 配偶  
者特別控除の対象となる配偶者の  
合計所得金額が38万円超123万  
円以下に。



## 所得税及び

## 復興特別所得税の申告

図 前橋税務署

☎027・224・4371

## ● 申告・相談窓口

日時Ⅱ 〈平日〉 2月18日(月)～3月  
15日(金) 〈日曜〉 2月24日(日)・3月  
3日(日)、9時～16時

会場Ⅱ 前橋プラザ元氣21(期間中  
は前橋税務署庁舎での申告相談は  
行っていない)

## ● 確定申告の書類は国税庁から

申告書や収支内訳書など国税の  
用紙が必要な人は、上記二次元  
コードの国税庁ホームページから  
ダウンロードするか前橋税務署で  
取り寄せてください。

## 市県民税の申告

図 市民税課

☎027・898・6203

## ● 申告・相談窓口

期日・会場などは表1のとおり。

## ● 申告が必要な人

1月1日現在、市内に居住し、  
確定申告書を提出しない人で、次  
のいずれかに該当する人は申告が  
必要です。

● 営業等、地代や家賃、配当、  
農業などの所得があった● 給与取  
入か公的年金等収入のみの人で、  
所得控除の内容に変更・追加が  
あった● 所得がなかったか、遺族  
年金や障害年金などの非課税所得  
のみだった。

なお、確定申告書を提出した人  
でも上場株式等の配当所得などを  
所得税と市・県民税で異なる課税  
方式(所得税では総合課税、市県  
民税では申告不要など)を選択す  
る場合は申告が必要です(選択に  
より国民健康保険税などが変わる  
場合があります)。

| 表1 市・県民税申告窓口                                                       |                       |                             |
|--------------------------------------------------------------------|-----------------------|-----------------------------|
| 期 日                                                                | 時 間                   | 会 場                         |
| 〈平日〉2月18日(月)～3月15日(金)<br>〈日曜〉2月24日(日)・3月3日(日)<br>(2月24日は市役所市民税課のみ) | 9時～17時                | 市役所市民税課                     |
|                                                                    | 9時～11時30分・<br>13時～16時 | 大胡・宮城・粕川・富士見支所              |
| 2月21日(木)                                                           | 9時30分～11時30分          | 第二コミュニティセンター<br>(前橋保健センター内) |
| 2月22日(金)                                                           |                       | 第三コミュニティセンター<br>(総合教育プラザ内)  |
| 2月28日(木)                                                           |                       | 第五コミュニティセンター                |

## ● ふるさと納税ワンストップ特 例の申請者は申告を忘れずに

寄附金税額控除に係る申告の特  
例(ふるさと納税ワンストップ特  
例)を申請した人が、医療費控除  
などのために確定申告をする場合  
は、ふるさと納税の寄附金控除も  
確定申告に含めて申告する必要が  
あります。

## ● 医療費控除の添付書類

医療費控除の適用を受ける人  
は、これまで添付・提示が必要だっ  
た領収書に代えて、医療費控除の  
明細書の添付が必要になりました。  
医療費の領収書は自宅で5年  
間保管してください。

## ● 公的年金などの受給者は確定 申告が不要に

公的年金などの収入金額が40  
0万円以下で、それ以外の各種所  
得の金額が20万円以下の場合に  
は、確定申告の必要はありません。  
ただし、外国の制度に基づき国外  
で支払われる年金など、源泉徴収  
対象外の公的年金などを受給して  
いる人は申告が必要です。

## ● 証明書を紛失したら

次の証明書を紛失した場合、再  
発行などの手続きが必要です。  
**証明書など・手続き先Ⅱ** 〈年金の  
源泉徴収票〉年金支払者へ 〈介護  
保険料の領収書〉市役所介護保険

| 表2 各種控除に必要な証明書など             |                                                                  |                                                                      |
|------------------------------|------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------|
| 控除項目                         | 対象                                                               | 必要な証明書など                                                             |
| 障害者控除                        | 身体障害者手帳などの交付を受けている人                                              | 障害者手帳など                                                              |
|                              | 上記を除く65歳以上の人で、介護保険の要介護認定を受け、一定の要件に該当する人<br>図 介護保険課 ☎027-898-5863 | 障害者控除対象者認定書(申請によって交付しますが、即日交付はできません)<br>申請窓口=市役所介護保険課、大胡・宮城・粕川・富士見支所 |
| 社会保険料控除<br>(国民健康保険税や介護保険料など) | 年金から引き去り(特別徴収)の人                                                 | 源泉徴収票<br>(遺族・障害年金から引き去りの人は支払通知書など)                                   |
|                              | 納付書払い(普通徴収)の人                                                    | 昨年中に支払った領収証書                                                         |
|                              | 口座振替(普通徴収)の人                                                     | 1月に送付した振替済通知書                                                        |
| 医療費控除                        | 医療費が一定額以上ある人                                                     | 医療費控除の明細書 ※                                                          |
|                              | セルフメディケーション税制の適用を受ける人                                            | セルフメディケーション税制の明細書(※)と一定の取組を行ったことを明らかにする書類                            |
|                              | 寝たきりで医師の治療を受けていて、おむつ代を支払っている人                                    | 医師が発行するおむつ証明書                                                        |
|                              | 上記のおむつ代を支払っていて、介護保険の要介護認定を受け、一定の要件に該当し、控除を受けるのが2年目以降の人           | 主治医意見書記載内容確認書                                                        |
| 生命保険料控除                      | 生命保険料を支払った人                                                      | 生命保険会社などが発行する証明書                                                     |
| 地震保険料控除                      | 地震保険料を支払った人                                                      | 損害保険会社などが発行する証明書                                                     |

※ 平成31(2019)年分の申告までは、従来どおり領収書の添付が提示でも申告できます。

申告に合わせ業務時間を変更

確定申告窓口の開設に合わせ、前橋プラザ元氣21内証明サービスコーナーの業務時間を一時的に変更します。

日時=2月18日(月)～3月15日(金)・2月24日(日)・3月3日(日)、  
9時～19時(上記を除く土日曜は10時～19時)

図 証明サービスコーナー

☎027-210-2279

## 税理士会の確定申告無料相談

給与所得者や年金受給者(譲渡  
所得がある人を除く)を対象に、  
確定申告無料相談を実施。相談は  
事前の電話予約が必要です。

日時Ⅱ 2月23日(土)9時30分～16時  
会場Ⅱ 中央工科デザイン専門学校  
(古市町二丁目)

申し込みⅡ 2月21日(木)までに関東  
信越税理士会前橋支部  
☎027・234・6131へ

課(☎027・898・6159)か  
大胡・宮城・粕川・富士見支所、  
前橋プラザ元氣21内証明サービス  
コーナーへ